

商品概要説明書

<p>(1)商品名 (信託の種類)</p>	<p>・遺言代用信託「愛称：めいぎん家族あんしん信託」 (元本補てん付合同運用指定金銭信託) ※「寄附コース(寄附特約)」をご利用の場合、特別約定が適用されます。</p>
<p>(2)販売対象</p>	<p>・18歳以上の個人のお客さま(国内に居住しているお客さま)</p>
<p>(3)信託の目的</p>	<p>・個人のお客さま(以下、「委託者」といいます)が株式会社名古屋銀行(以下、「当行」といいます)に別途提出する「遺言代用信託<愛称：めいぎん家族あんしん信託>申込書兼重要事項同意書(兼預金口座振替依頼書)」(以下、「申込書」といいます)記載の金銭(以下、「当初信託金」といいます)を申込書にて指定の受益者のために利殖すること。 ・委託者が「のこすコース」または「そなえるコース(受益者代理人選任特約)」をご利用の場合、申込書記載の金額・割合にて信託財産に属する金銭を受益者に取得させ、申込書にて指定の方法により交付すること。 ・委託者が「そなえるコース(受益者代理人選任特約)」(以下、「そなえるコース」)をご利用の場合、受益者代理人を選ぶことで委託者単独での解約を制限し、振り込め詐欺等を防止します。また、委託者が認知症・高度障害等により判断能力をなくされた場合に受益者代理人の指図により当行が委託者の快適な暮らしに必要なご資金を信託財産からお支払いすることで、委託者が安心できる財産管理を実現します。 ・委託者が「寄附コース(寄附特約)」(以下、「寄附コース」)をご利用の場合、信託財産に属する金銭を申込書にて指定する受益者に寄附すること。</p>
<p>(4)商品の仕組み</p>	<p>・本商品は、長期の財産管理や円滑な財産移転を行う目的で、委託者が信託した財産を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、相続開始後に委託者のご指定どおりに一時金としてお支払いする商品です。</p> <p>○「のこすコース(基本機能・遺言代用信託)」</p> <p>・本商品の「のこすコース」は、委託者の相続開始後に委託者のご指定どおりに一時金として第二受益者(推定相続人4名まで)へお支払いします(遺言代用機能)。</p> <p>○「そなえるコース(受益者代理人選任特約)」</p> <p>・本商品の「そなえるコース」は、「のこすコース」の遺言代用機能に加え、ご契約時に、委託者の信頼できる方を受益者代理人に選任することで、委託者単独での信託解約を制限し、振り込め詐欺等から信託財産を守ります(解約制限機能)。また、認知症・高度障害等で委託者の判断能力が低下しても、受益者代理人の支払い指図により、委託者のために使われた資金を受益者代理人が委託者のために管理する受益者代理人名義の「専用口座」へ、また請求書がある場合は直接支払先へお支払いすることで、委託者が安心できる財産管理を実現します(認知症・高度障害対策機能)。</p> <p>○「寄附コース(寄附特約)」</p> <p>・本商品の「寄附コース」は、委託者の相続開始後に委託者のご指定どおりに一時金として寄附先(1先)へお支払いします(遺言代用機能)。</p>
<p>(5)入金の方法・ 受託金額</p>	<p>・当行の本支店にてお申し込みいただき、契約により信託を設定します。なお、お一人さま(1委託者)につき、ご家族等を第二受益者とするもの(「のこすコース」または「そなえるコース」をご利用の場合*)と寄附先を第二受益者とするもの(「寄附コース」をご利用の場合)、それぞれ1契約ずつお申し込みいただくことが可能です。 ※「のこすコース」と「そなえるコース」を併用してご契約いただくことはできません。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・信託設定時には、当行普通預金口座より当初信託金相当額（信託報酬を含みます）の金銭を振替いたします（あらかじめ、当行普通預金口座へ当初信託金相当額のご入金をお願いします）。なお、小切手その他の証券類をもって信託することはできません。 ○「のこすコース」をご利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当初信託金は100万円以上1万円単位とします。ただし、3,000万円を受託金額の上限とし、別途当行が定める基準に従い算出した金額を受託金額の上限とします（追加信託の場合も同様です）。* ※遺留分を侵害する可能性がある場合等には、受託金額等についてご相談させていただきます。 ○「そなえるコース」をご利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当初信託金は500万円以上1万円単位とします。ただし、3,000万円を受託金額の上限とし、別途当行が定める基準に従い算出した金額を受託金額の上限とします（追加信託の場合も同様です）。* ※遺留分を侵害する可能性がある場合等には、受託金額等についてご相談させていただきます。 ・委託者は、「のこすコース」または「そなえるコース」をご利用の場合に、当行の承諾を得てこの信託に金銭を追加することができます（以下、当初信託金および追加信託金を総称し「信託金」といいます）。ただし、当行が別途定める基準に従い算出した金額を最高受託金額とします。なお、第二受益者は信託金の追加をすることはできません。 ○「寄附コース」をご利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当初信託金は50万円以上1万円単位とします。ただし、300万円を受託金額の上限とし、別途当行が定める基準に従い算出した金額を受託金額の上限とします。* ※遺留分を侵害する可能性がある場合等には、受託金額等についてご相談させていただきます。 ・委託者は、この信託に金銭を追加することはできません。
(6)信託契約の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上30年以内（延長、継続はできません） ・1年単位
(7)信託財産の運用・管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託は、安全性を重視し、信託財産の安定成長を図ることを運用の方針とします。 ・信託財産は当行の固有勘定と分別管理します。 ・信託財産は、当行の銀行勘定への運用（銀行勘定貸）を中心に運用します。 ・当行は、本信託の信託財産を運用を同じくする他の信託財産と合同で運用することができるものとします。この場合、他の信託財産との損益配分は、各信託財産に係る信託の受益者ごとの予定配当額による按分比例とします。
(8)信託業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、信託事務の全部または一部を第三者に委託することがあります。
(9)当行等との取引	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める事由に該当する場合は、信託財産を銀行勘定への貸出または当行の預金に運用します。
(10)受益者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・信託契約日から委託者に相続が発生するまでの間は、委託者兼第一受益者が受益者となります。 ・委託者に相続が発生した後は、委託者が信託契約時に申込書により指定した第二受益者が受益者となります。 ○「のこすコース」または「そなえるコース」をご利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・委託者は、委託者の推定相続人（申込日において委託者の相続が開始した場合に相続人となることが予定される方）の中から第二受益者として、委託

	<p>者の相続発生後にあらかじめ指定された金額の金銭を受け取る「一時金受取人」を4名まで指定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、委託者が契約時に指定した第二受益者に対し、第二受益者に指定された旨および契約内容等の通知を行います。 ・委託者は、当行所定の方法により、第二受益者を変更、追加、取消することができます。当行は、委託者が第二受益者を変更、取消した場合、変更、取消前の第二受益者に対しその旨の通知を行いません。 ・当行は、委託者に相続が発生した後、第二受益者に対し受益権を取得した旨を通知し、当該通知を発出した日から3ヶ月以内に受益の承認または受益権の放棄を当行に対し意思表示する旨を催告いたします。第二受益者が信託金の交付を受ける場合には、当行に対し所定の書面による受益の意思表示が必要となります。なお、本件通知を発出した日から3ヶ月以内に意思表示がなされない場合には、受益を承認する旨の意思表示があったものとみなします。 ・委託者は、遺言によって第二受益者を変更することはできません。 ・当行は当該商品によって委託者の相続人その他第三者に生じた損害に関しては、一切責任を負いません。 <p>○「寄附コース」をご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託者は、当行が遺贈寄附協定を締結している団体または組織の中から、第二受益者を指定することができます。 ・当行は、委託者が契約時に指定した第二受益者に対し、第二受益者に指定された旨および本信託の契約内容、ならびに委託者の氏名、住所、電話番号、生年月日等の個人情報を通知します。 ・委託者は、第二受益者を変更、追加、取消することはできません。 ・当行は、委託者に相続が発生した後、第二受益者に対し、受益権を取得した旨を通知し、当該通知を発出した日から3ヶ月以内に受益の承認または受益権の放棄を当行に対し意思表示する旨を催告いたします。第二受益者が信託金の交付を受ける場合には、当行に対し所定の書面による受益の意思表示が必要となります。なお、本件通知を発出した日から3ヶ月以内に意思表示がなされない場合には、受益を承認する旨の意思表示があったものとみなします。 ・委託者は、遺言によって第二受益者を変更することはできません。 ・当行は当該商品によって委託者の相続人その他第三者に生じた損害に関しては、一切責任を負いません。
<p>(11)受益者代理人・ 承継受益者代理人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「そなえるコース」をご利用の場合は、委託者にご自身が信頼できる方1名を受益者代理人に選任していただけます。 ・受益者代理人がその任務を遂行できなくなるリスクに備え、委託者は承継受益者代理人を別途ご指定いただくことも可能です。 ・本商品において受益者代理人は信託財産に対する信託目的に沿った支払い指図権を持ちます。また、承継受益者代理人は所定の手続きにより受益者代理人に就任するまでは受益者代理人が持つ権限をなんら持たないものとします。 ・受益者代理人は委託者の3親等以内のご親族の中から選任可能です(ただし、当行所定の審査があり、ご希望に沿えない場合もあります)。 ・受益者代理人の選任および承継受益者代理人の指定はお申込み時に限定します(お申込み時に受益者代理人および承継受益者代理人のご同席をお願いします)。その際、受益者代理人の方に委託者のために使われた資金を管理する専用口座を当行に開設していただけます。 ・委託者に後見開始・任意後見監督人選任、保佐・補助があった場合、受益者代理人の権限は喪失しません。

<p>(12)受益者代理人の 任務の終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者に相続が発生したとき ・受益者代理人の死亡、後見開始または保佐開始の審判、破産手続きの開始 ・受益者代理人の辞任 ・委託者のお申し出による受益者代理人の解任・変更に行が応じた場合 ・承継受益者代理人からの新たな受益者代理人に就任する旨の申し出があり、所定の手続きを経て当行が応じた場合 ・新たに就任した受益者代理人は、委託者のために使われた資金を管理する専用口座を開設していただきます。
<p>(13) 一時金の支払い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「そなえるコース」をご利用の場合、一時金の支払いは受益者代理人からの支払い指図に基づくものとします。その際、委託者の医療費、介護費、税金、社会保険料のために必要な資金であることを確認するため、委託者宛(委託者の氏名の記載を要します)の領収書・請求書等を提出していただきます。この場合、1回の支払い指図における領収書・請求書等の合計金額は原則10万円以上とします。 ・提出いただく医療費、介護費、税金、社会保険料の領収書は受益者代理人が委託者のために立て替えた資金に限ります。領収書の資金使途を確認のうえ、委託者のために使われた資金を管理する受益者代理人名義の専用口座へ信託財産からお支払いします。 ・提出いただく請求書は医療費、介護費に限ります(税金、社会保険料は立て替え払いのみ)。請求書に記載の金額を、当該請求書発行者の銀行口座または当該請求書に記載の振込先(日本国内の円預金口座に限ります)へ振込によりお支払いします。振込手数料は信託財産からいただきます。現金によるお支払いはできません。 ・請求書に支払期日の記載がある場合は、支払期日に余裕をもって請求書を提出いただくものとします。支払期日直前の請求書を提出いただいた場合、支払期日までにお支払いできない場合があります。お手続きに必要な書類の受領後1週間程度かかります。 ・明らかに委託者の医療費、介護費、税金、社会保険料に係る領収書・請求書等でないと当行が認めた場合にはお支払いに応じないことがあります。 ・一時金支払いにより、委託者および委託者の相続人その他の第三者に生じた損害について当行は一切責任を負わないものとします。その点をご留意のうえ、委託者による受益者代理人の慎重な選任をお願いいたします。
<p>(14)支払の 方法・収益金の 課税について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託金の元本については、委託者よりご指定いただいた方法・金額にて金銭でお支払いします。なお、信託終了時(信託期間満了時等)においては、信託終了日の翌日以降に金銭でお支払いします。 ・信託の収益金については、本信託の「計算期日」の翌日以降(ただし、当該計算期日が本信託の約款に定める「信託分割基準日」である場合には当日)に金銭でお支払いします。なお最終支払い以外の場合は、当該収益金を信託金の元本に組み入れます。 ・信託の収益金については、20%の源泉分離課税(所得税15%、住民税5%)となります。なお2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、2.1%の復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(所得税15.315%、住民税5%)となります。
<p>(15)予定配当率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定配当率は信託財産の運用の状況および金融情勢等を勘案のうえ当行が決定します。 ・予定配当率は随時見直し、当行が定める方法により表示します。 ・当行は予定配当率を保証いたしません(確定利回りの商品ではないため、利益の補足は行いません)。

<p>(16)信託報酬</p>	<p>①設定時報酬</p> <p>○「のこすコース」をご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約時および追加信託契約時に当初信託財産額または追加信託財産額の1.65% (税込) を委託者より設定時報酬としていただきます。 <p>○「そなえるコース」をご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約時および追加信託契約時に当初信託財産額または追加信託財産額の2.2% (税込) を委託者より設定時報酬としていただきます。 <p>○「寄附コース」をご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約時に当初信託財産額の1.65% (税込) を委託者より設定時報酬としていただきます。ただし、信託契約時の最低報酬額は11,000円 (税込) です。 <p>②運用報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本信託の運用収益から予定配当額を差し引いた金額 (信託元本に対して年8.0%を上限、年0.001%を下限とします) を信託報酬として、計算期日に信託財産から収受します。 <p>③管理報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料
<p>(17)信託財産に関する 租税、その他の費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産に関する租税、その他の信託事務の処理等に関して必要な費用は、都度、信託財産から支払います。
<p>(18)信託財産の計算期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託は、毎年3月末日を「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該「計算期日」までの期間を計算期間とします。 ・なお、最初の計算期間は、信託設定日から最初の「計算期日」までの期間とします。
<p>(19)信託財産の 運用状況等の報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の運用状況、信託財産と当行、本信託の信託業務の委託先、当行の利害関係人または他の信託財産との取引の状況については、当行担当者にご確認ください。
<p>(20)中途解約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行がやむを得ない事情があると認めた場合を除いて、原則、中途解約 (全部解約または一部解約) はできません。 ・「そなえるコース」をご利用の場合の一部解約は、受益者代理人の同意が必要となります。
<p>(21)元本の補てん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、信託終了時に当行が完全に元本を補てんします。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には、元本補てんを履行できない場合があります。
<p>(22)預金保険の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託は預金保険の対象となります。
<p>(23)受益権の 譲渡・質入の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託の受益権は、当行の書面による承諾がなければ譲渡または質入をすることはできません。当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には当行所定の書式、手続きにより行います。
<p>(24)信託終了の事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託期間満了となった場合。 ・当行がやむを得ない事情があると認めた場合の中途解約 (全部解約) ・信託財産の交付の完了 (信託財産の全部がなくなった場合) ・次の事由に該当した場合に当行から委託者および受益者へ発出される信託終了通知に記載された信託終了日を経過した場合。 <ul style="list-style-type: none"> ①委託者、受益者、受益者代理人および承継受益者代理人等本信託の関係者が反社会的勢力等に該当する事実が判明した場合 ②税制の変更、経済情勢の著しい変化、戦争、内乱、騒乱その他の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと当行が認めた場合 他

	<p>○「のこすコース」または「そなえるコース」をご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二受益者全員が委託者の相続発生以前に死亡した場合(第二受益者と委託者が同時に死亡した場合を含む)において、委託者が第二受益者を変更しないまま死亡した場合 ・第二受益者が受益権取得後に死亡した場合 他 <p>○「寄附コース」をご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託者の相続発生以前に、第二受益者が信託財産に属する金銭の寄附を受ける権利を放棄した場合 他
(25)受託者の 公告の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は法令に別段の定めがない限り、電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由等によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
(26)当行の契約する 指定紛争解決機関 (金融ADR)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人信託協会 信託相談所 (一般電話)0120-817-335 (携帯電話)03-6206-3988
(27)その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託のお申込み時には、必ず詳細を約款等にてご確認ください。また、本信託には当行所定の受託審査があります。 ・本信託のお申込み後、実際に当初信託金相当額の金銭が振替された場合に信託の設定となります(お申込みのみでは信託の設定とはなりません。また、当該振替がなされなかった場合も信託の設定とはなりません)。信託設定は原則週1回となります。 ・本信託では受益権を証する為の受益権証書および受益証券の発行はありません。 ・将来、委託者の相続発生時に、遺留分の問題等により相続人間で紛争の可能性がある場合等は受託できないことがあります。また、委託者の相続の発生後に、遺留分の問題等により相続人間で紛争が生じた場合は、本信託から元本等の金銭を交付できない場合があります。 ・マル優(少額貯蓄非課税制度)は利用できません。 ・本信託は預金ではありません。 <p>○「のこすコース」または「そなえるコース」をご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本信託のお申込みの際に、本信託からの元本等の金銭受取用の口座として、委託者および第二受益者名義の当行本支店の普通預金口座を指定いただきます。また、信託期間中は、原則当該普通預金口座を維持していただきます。 <p>○「そなえるコース」をご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者代理人が、信託目的に反し、委託者のために管理すべき信託財産を委託者以外のために消費した場合、「業務上横領罪」の罪に問われる可能性があり、受益者代理人は委託者もしくはその相続人等から民事上の責任として損害賠償請求を受ける可能性もあります。 <p>○「寄附コース」をご利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本信託のお申込みの際に、本信託からの元本等の金銭受取用の口座として、委託者名義の当行本支店の普通預金口座を指定いただきます。また、信託期間中は、原則当該普通預金口座を維持していただきます。 ・本信託お申込みの際に、将来における円滑な寄附の手続きに資する目的で、当行所定の書面により、委託者の相続開始を当行に通知するための「死亡通知人」を指定いただきます。 ・死亡通知人は、委託者の推定相続人から指定いただきます。
(28)受託者の 商号・本店所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社名古屋銀行 〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目19番17号

※本概要は2023年4月1日現在の法令、税制等に基づいて作成したものです。今後の法令等改正により内容が変更となることがございますので
ご留意ください。